

障害のある人を対象とした 宇治市職員採用試験実施要項

令和7年9月8日
宇治市長 松村 淳子

障害のある人を対象とした宇治市職員採用試験を次のとおり実施します。

受験申込期間	令和7年9月8日（月）午前9時から令和7年9月24日（水） 午後5時まで
第1次試験日	令和7年11月2日（日）
採用予定日	令和8年4月1日（水） ※最終合格者と調整し、採用予定日より早く採用する場合があります。

1 職種、採用予定者数

職 種	採用予定者数
一般事務職	若干名

宇治市宣伝大使
「ちはや姫」



2 受験資格

受験資格
昭和61年4月2日から平成20年4月1日までに生まれ、以下の（ア）・（イ）の条件を満たす人 （ア）学歴は問わないが学校教育法による高等学校（同程度と認めるものを含む）卒業程度の学力を有する人 （イ）次のいずれかに該当する人 ・身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの人 ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害があると判定された人

- ※ 上記（イ）の手帳等は申込時、各試験当日及び採用時において有効であることが必要です。上記要件に該当しないことが判明した場合（手帳が更新されなかった場合を含みます。）は、判明時以降の試験を受験できないほか、最終合格後であっても採用されません。なお、採用後においても、障害者任免状況調査のため、手帳等の提示を求めることがあります。
- ※ 国籍は問いませんが、地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する人は受験できません。
- ※ 受験資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。

3 試験の内容、日時及び場所

区分	内 容		日時及び場所
第1次試験	教養試験 (配点：100点)	教養及び知識全般についての筆記試験(多肢選択式)	【日程】 令和7年11月2日（日） 午前9時から午後1時（予定） ※点字による受験の場合、試験時間及び終了時刻は他の受験者と異なります。 【会場】 宇治市役所 (宇治市宇治琵琶33)
	作文	規定課題に基づく文章作成(第2次試験の際の面接資料とします)	
第2次試験	個人面接	主に人物・知識などについて個人面接	令和7年11月下旬に予定していますが、具体的には第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。

- ※ 申込者数により試験会場を一部変更する場合があります。
- ※ 試験会場は敷地内全面禁煙です。
- ※ 第2次試験の合格は、その試験の結果に基づき決定し、前段階の試験結果は、反映されません。

4 合格発表(予定) ※合格発表の時期は変更する場合があります。

区 分	発表日
第1次試験合格者	令和7年11月上旬(予定)
第2次試験合格者	令和7年11月下旬(予定)

発表の方法

宇治市役所北側玄関横掲示場に受験番号を掲示するほか、合格者に文書通知を行います。
同時に当市のHPでも受験番号を掲示します。

(<https://www.city.uji.kyoto.jp/>)

5 合格者の登録及び採用

この試験の最終合格者は、宇治市職員採用候補者名簿に登録し、令和8年4月1日以降、必要に応じ採用します。ただし、最終合格者と調整し、令和8年3月31日以前に採用する場合があります。登録有効期限は、令和9年3月31日までです。

6 受験申込みの手続

宇治市の職員採用ページに掲載している「インターネット申込(電子申請)について」及び「申込みから受験票等印刷までの流れについて」を最後まで読んだ上で、手続きを行ってください。

※ 必要事項の入力漏れ及び入力誤り等のないよう、十分に確認してから申請してください。

※ 入力項目・提出書類に不備(写真の貼付漏れ及び入力事項(任意項目除く)の入力漏れ等)がある場合は、申込みを無効とすることがあります。

申込受付期間	令和7年9月8日(月)午前9時から令和7年9月24日(水)午後5時まで
申込方法	<u>宇治市職員採用試験のインターネットの専用ページから申込んでください。</u> ※ 宇治市の職員採用ページに専用リンクがありますが、以下の二次元コードを読み取っていただき、アクセスすることも可能です。 ＜障害のある人を対象とした一般事務職申込ページ＞ 職種によって申込ページが異なりますのでご注意ください。  ※ <u>原則、電子申請のみで受付を行います。やむを得ない事情により、電子申請による方法以外での申込を希望される方は宇治市役所人事課(0774-20-8703)までお問い合わせください。郵送による申込みを案内致します。郵送による申込みについては、提出書類が9月24日(水)午後5時までに宇治市役所に到着したものに限り受け付けますので、お早めにお問い合わせください。</u>
注意事項	申込受付期間終了後に受験票・確認票・第1次試験の案内等のダウンロードが可能となったことをお知らせする電子メールを送信します。電子メールが届き次第、速やかに受験票等をダウンロード・印刷し、指定サイズの写真を貼り付けて、<u>確認票及び受験資格(イ)を証明する手帳等の写しを10月7日(火)午後5時までに宇治市役所人事課へ送付または持参してください。期日までに確認票等の提出がない場合は、辞退とみなし、第1次試験を受験できない場合があります。</u> 受験票については試験当日、試験会場に持参してください。

◎点字等による受験について

- 1 第1次試験は、点字による受験ができます。希望される場合は、申込ページの備考欄に入力してください。
- 2 試験当日にルーペ及び補聴器等の補装具の持参を希望される場合、また受験に際し必要と思われる事項があれば、申込ページの備考欄に入力してください。

7 提出書類の取扱い

受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用いたします。

各試験における不合格者の手帳の写し等について、返却を希望される場合は、**受験者本人**が本人であることを証明する書類（受験票または官公庁が発行する写真付の証明書）を持参の上、各試験合格発表日から2週間以内に宇治市役所3階人事課へお越しください。

また、郵送での返却を希望される場合は、確認票及び手帳の写し等の返却希望の旨を明記し、返信用封筒（定形235^ミ×120^ミ以内）1通（郵便番号、住所、氏名及び受験番号を明記し、110円分（特定記録郵便による返却希望の場合は340円分）の切手を貼り付けてください。）を各試験合格発表日から2週間以内に人事課まで郵送してください。

なお、各試験合格発表日から2週間を経過した不合格者の手帳の写し等は、処分させていただきます。

8 給与等

- (1) 給与は、宇治市職員の給与に関する条例に基づき支給されることになっており、初任給については次に掲げるとおりです。

◎ 初任給（基本給＋地域手当・税込みの月額）

	大学卒	短大卒	高校卒
採用時	244,495円	231,441円	217,852円

＜上記の額は、令和7年9月1日現在の基本給です。＞

なお、上記の金額は、今後改定される場合があります。

また、経歴に応じて加算される場合があります。

このほか、時間外勤務手当、休日勤務手当、住居手当、扶養手当、通勤手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

- (2) 福利厚生制度については、京都府市町村職員共済組合への加入により保険給付、貸付等が受けられます。また、宇治市職員共済組合では、貸付及び各種の福利厚生事業を行っています。

- (3) 受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙とし、施設によって特定屋外喫煙所を設けています。

9 受験についての照会

受験手続等に関するお問い合わせは、次のところへお願いします。

宇治市 市長公室 人事課 人事研修係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 Tel 0774-20-8703（直通）

※この試験案内については、点字による試験案内を準備しています。希望される方は上記までお問合せください。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人**が本人であることを証明する書類（受験票又は官公庁が発行する写真付の証明書）を持参の上、直接来庁してください。

試験区分	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所等
全ての試験	全 受 験 者	総合得点 総合順位	各試験合格 発表日から 2週間	市長公室人事課 (市役所3階) 8時30分(開示初日は 13時)から17時まで (土・日曜日、祝日除く)

11 試験会場案内図(第1次試験)



※ 交通案内

JR宇治駅より徒歩約10分

京阪宇治駅より徒歩約20分または京都京阪バス乗車、総合庁舎前下車、徒歩約3分

近鉄大久保駅より京都京阪バス乗車、総合庁舎前下車、徒歩約3分

(宇治市役所バス停からは徒歩約1分ですが、行き先により停車しない場合があります。)

※ 車での来場は原則禁止します。

※ 地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する方は次のとおりです。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 宇治市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者